

保証限度額：月額総賃料の24ヶ月分

	保証内容	代位弁済の条件
月額賃料等	保証限度額の範囲内まで (賃貸借契約書の記載金額に応じて)	
退去費用 (原状回復費、残置物撤去費など)	月額総賃料の3ヶ月分まで (敷金を超えた金額が対象)	※賃借人が負担するべきことに合理性があるとジェイリースが判断した場合に限り ます。 ※原状回復は、国交省住宅局が平成23年8月に発行した「原状回復をめぐるト ラブルとガイドライン」に準じて、賃借人が負担するべきことに合理性があると保証会 社が判断した場合に限り ます。
早期解約違約損害金	月額総賃料の2ヶ月分まで (契約から1年未満の場合) 月額総賃料の1ヶ月分まで (1～2年未満の場合)	※賃借人自ら退去する場合であって、且つ、賃貸借契約の条項において、早期 解約違約金の項目が明記され、賃借人が早期解約違約金の支払義務を認め、 承諾し署名しているものに限り ます。
解約予告通知義務違約金	月額総賃料の1ヶ月分まで	※賃借人自ら退去する場合であって、且つ、賃貸借契約の条項において、解約 予告通知義務及び違約金ないし損害金の項目が明記され、賃借人が解約予告 義務及び違約金ないし損害金の支払義務を認め、承諾し署名しているものに限 ります。
賃貸借更新料・事務手数料	保証限度額の範囲内まで (賃貸借契約書の記載金額に応じて)	※賃貸借契約の条項において、その項目が明記され、賃借人が支払義務を認め、 承諾・署名しているものでジェイリースが適法なものと認めたものに限り ます。(法 定更新も同様の扱いです)
明渡訴訟費用等	保証限度額の範囲内まで	※合理性があるとジェイリースが判断した場合に限り ます。

保証限度額：月額総賃料の24ヶ月分

	オフィス、店舗、倉庫等	代位弁済の条件
月額賃料等 賃料、共益費、変動費なども含む	保証限度額まで無制限	
退去費用 原状回復費、残置物撤去費など ※敷金を超えた額が対象	保証限度額まで無制限	賃借人が支払義務のあることを認め承諾したものに限り、賃借人が負担するべきことに合理性があるとジェイリースが判断した場合に限ります。
早期解約違約 損害金	月額総賃料の2ヶ月分まで (契約から1年未満の場合) 月額総賃料の1ヶ月分まで (1～2年未満の場合)	賃借人自ら退去する場合であって、且つ、賃貸借契約の条項において、早期解約違約金の項目が明記され、賃借人が早期解約違約金の支払義務を認め、承諾し署名しているものに限ります。
解約予告通知 義務違約金	保証限度額まで無制限	賃借人自ら退去する場合であって、且つ、賃貸借契約の条項において、解約予告通知義務及び違約金ないし損害金の項目が明記され、賃借人が解約予告義務及び違約金ないし損害金の支払義務を認め、承諾し署名しているものに限ります。
賃貸借更新料 (事務手数料含む)	保証限度額まで無制限	賃貸借契約の条項において、更新料の項目が明記され、賃借人が更新料の支払義務を認め、承諾し署名しているものに限ります。
明渡訴訟費用等 通知、支払督促、訴訟代理人費用など	保証限度額まで無制限	合理性があるとジェイリースが判断した場合に限ります。